

スーパー定期 [複利型]

平成 30 年 4 月 2 日現在

1. 商品名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> 自由金利型定期預金 (M型) [複利型] (預入金額 300 万円未満…スーパー定期) (預入金額 300 万円以上…スーパー定期 300)
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 個人のみ
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 … 3 年、4 年、5 年 満期日指定方式… 3 年超 5 年未満 定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続 (元金継続、元利金継続) の取扱いができます。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 スーパー定期 … 100 円以上 300 万円未満 スーパー定期 300 … 300 万円以上 1 円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利。 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で、6 ヶ月毎の複利計算。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> 個人の利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます) ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。
8. 手数料	—
9. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5% 上乗せした利率) マル優のお取扱いができます。
10. 中途解約時の 取扱	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により 6 ヶ月毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。
11. 金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品の相談・苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120 - 31 - 3534）にお申し出ください。また、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 5524 - 5671）にお申し出いただくことも可能です。 ・上記により問題を解決できない場合（紛争）は、①東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、②第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、③第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）、④新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）、⑤長野県弁護士会（電話：026-232-2104）の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にお客様相談室または上記しんきん相談所にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、上記①～③の東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い、共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）と、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。詳しくは、上記①～③の東京の弁護士会、全国しんきん相談所、お客様相談室にお問合わせください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 <p>（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</p>